

## 地域内資源由来肥料利用拡大事業費補助金交付等要綱

令和5年6月22日決裁

令和5年8月17日改正

### (目的)

第1条 肥料原料の輸入価格の高騰に伴い、化学肥料の価格が高騰し、農業者の経営を圧迫している。こうした状況において、高騰する化学肥料からの転換に向けて地域内資源由来肥料の生産・活用を進めるため、県は予算の範囲内で地域内資源由来肥料利用拡大事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付する。

- 2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則(昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 本事業における用語は次のとおりとする。

#### 1 堆肥等

家畜排せつ物や食品残さ、ほ場の収穫残さ、もみがら等の有機質資材を堆積又は攪拌し腐熟させたもの。及び、それらを普通肥料等と混合させて生産した肥料。若しくは、上記の有機質資材又は汚泥を用いて生産された普通肥料。

#### 2 地域内資源

県内で生じた、堆肥等の原料になる有機質資材。

### (事業内容等)

第3条 本事業の事業内容、事業実施主体、補助対象経費、補助率及び成果目標については別表1に定めるところとする。

また、本事業の実施期間は令和5年度とする。

### (事業の目標年度)

第4条 事業計画で設定した成果目標の達成目標年度は令和7年度とする。

### (事業実施計画書)

第5条 事業実施主体は、様式第1号により事業実施計画書を作成する。

- 2 知事は、前項の事業実施計画書の提出があったときは、審査の上、様式第2号により審査の結果を事業実施主体に通知する。
- 3 審査に当たっては、原則として、別表2に基づいて算定したポイントの高い順に予算の範囲内で採択するものとする。

### (交付申請)

第6条 事業実施主体は前条の規定による審査結果が承認の場合は、交付申請書を提出する。

- 2 規則第4条第1項に規定する申請書は、様式第3号のとおりとする。

- 3 補助金額に消費税分は含めないものとする。
- 4 県からの補助金額に千円未満の端数が生じた場合には、当該千円未満の金額を切り捨てるものとする。

(添付書類の省略)

第7条 前条の申請において、規則第4条第2項第1号から4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(交付決定の通知)

第8条 知事は、第6条の規定による交付申請があったときは、規則第5条に基づき交付決定を行う。

- 2 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第4号のとおりとする。

(事業の着手)

第9条 事業の着手は、原則として補助金交付決定に基づき行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情によると知事が認める場合は、交付決定前に着手することができるものとする。

- 2 前項ただし書の場合、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は事業実施主体が負担するものと了知の上、事業実施計画の承認を受けた後に、様式第5号による交付決定前着手届を知事に提出するものとする。

(計画変更等の様式)

第10条 事業実施主体は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第6号による変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 一 事業費の30パーセント以上の増額又は減額を伴う変更をしようとする場合
- 二 補助金額の増額又は30パーセント以上の減額を伴う変更をしようとする場合
- 三 設定した目標を変更しようとする場合
- 四 導入する機械等の種類や規格、台数等を変更しようとする場合

2 事業実施主体は、次の各号のいずれかに該当するときは、様式第6号により中止又は廃止の承認申請を行わなければならない。

- 一 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- 二 事業実施主体を変更する必要がある場合

3 知事は、前項及び前々項の申請書の提出があったときは、審査の上、第5条に定める様式第2号により審査の結果を事業実施主体に通知する。

(変更交付申請の様式)

第11条 事業実施主体は前条の規定による補助金額の計画変更承認を受けた場合、第6条に定める様式第3号により変更交付申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の変更交付申請があったときは、第8条第2項に定める様式

第4号により変更交付決定を通知する。

(軽微な変更)

第12条 規則第6条第1項第1号に規定する知事が定める軽微な変更は、第10条の規定により知事の承認が必要となる変更以外の変更とする。

(実績報告)

第13条 規則第13条の報告書の様式は、様式第7号のとおりとする。

2 前項の報告書は、原則として補助事業の完了後30日以内、又は、当該年度の2月末までのいずれか早い日を期限として、知事に提出するものとする。

(補助金の額の確定通知)

第14条 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知書は、様式第8号により行うものとする。

2 規則第14条の補助金の額の確定をするに当たっては、前条の規定による報告書の提出を受けた機関による当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等の結果に基づき行うものとする。

(補助金の請求)

第15条 補助金は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後、に支払うものとし、原則として精算払とする。

2 事業実施主体は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第9号による請求書を知事に提出しなければならない。

(事業実施状況の報告)

第16条 事業実施主体は、令和6年度から令和8年度の毎年5月末までに、前年度分の事業実施状況報告を様式第10号により作成し、知事に報告するものとする。

2 前項の定めのほか、補助事業の適正な執行を図るため、知事が必要があると認めるときは、事業実施主体に対して当該補助事業の状況報告の提出を求めることができる。

(生産された堆肥等の報告)

第17条 事業実施主体は、本事業により堆肥等の生産及び供給が開始された時点で、生産された堆肥等について様式第11号により知事に報告するものとする。

なお、リサイクル事業者及び肥料生産事業者については、上記のほか、事業実施後7年間、生産された堆肥のサンプルを毎年5月末までに県に提出するものとする。

2 知事は、前項の報告等の結果、別表3の「堆肥の成分等の目安」等と照らし合わせて、財産処分期間において堆肥等の品質を改善させる必要があると認めるときは、事業実施主体に対して改善等の指導を行うものとする。

また、その後も必要に応じて、事業実施主体に対して報告の提出及び立入検査を求めることができる。

(補助金の交付決定の取消)

第18条 知事は、事業実施主体が、次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付を取り消すことができる。

- 一 事業実施主体が、不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- 二 事業実施主体が、補助金を他の用途に使用したとき
- 三 その他この要綱の規定及び補助金交付の条件に違反する行為があったとき

(補助金の返還)

第19条 知事は、次の各号のいずれかに該当した場合は、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

- 一 前条の規定より補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金が交付されているとき
  - 二 第14条に基づき確定した交付額を上回る補助金が、既に交付されているとき
  - 三 第17条第2項に基づき生産された堆肥等の品質改善の指導を知事が行ったにもかかわらず、改善がなされていないとき
- 2 補助事業完了後に事業実施主体が第3条に定める要件等に違反する場合には、知事は期限を定めて、その返還を命ずることができるものとする。

(加算金及び延滞金)

第20条 事業実施主体は、第18条の規定に基づく取消により、補助金の返還を命ぜられたときは、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

- 2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、事業実施主体の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、当該納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金に充てられたものとする。
- 3 事業実施主体は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- 4 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、当該納付金額を控除した額によるものとする。
- 5 知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、事業実施主体の申請に基づき、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。
- 6 事業実施主体は、前項の申請をしようとする場合には、申請の内容を記載した申請書に当該補助金の返還を遅延させないためにとった措置及び当該

補助金の返還を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(処分の制限を受ける財産)

第21条 規則第19条第2号に規定する知事が定めるものは、1件の取得価格が50万円以上の財産とする。

(処分の制限を受ける期間)

第22条 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）（以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間とする。

- 2 前項の場合において、大蔵省令に定めのない施設については、農林水産大臣が別に定める期間とする。
- 3 事業により取得し、又は効用の増加した財産で規則に定める処分制限期間を経過しない場合において財産を処分する場合は、知事の承認を受けるとともに、原則として残存簿価のうち補助金相当額について、返還しなければならない。

(書類の整備等)

第23条 事業実施主体は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を整備し、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。  
ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で大蔵省令及び農林水産大臣が別に定める処分制限期間を経過しない場合においては、様式第12号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第24条 事業実施主体は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について確認し、第5条の事業計画承認申請書とともに別紙誓約書を提出しなければならない。

(書類の経由)

第25条 事業実施主体の長が規則及びこの要綱に基づき知事に提出する書類は、原則として電子メールにより提出するものとする。

- 2 書類の提出に当たっては、事業実施主体が農業者（畜産業者を除く）の場合は所在を所管する農林振興センターの長を、事業実施主体が畜産業者の場合は所在を所管する家畜保健衛生所の長を経由するものとする。  
その他の事業実施主体については、農産物安全課に直接提出するものとする。

(その他)

第26条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年6月22日から施行する。

この要綱は、令和5年8月17日から施行する。

別表1（第3条関係）

事業内容	地域内資源由来肥料の生産・活用につながる施設・機械の導入支援（機能向上を伴う改修を含む）
事業実施主体	<p>事業所が埼玉県内にあり、地域内資源の堆肥化や肥料化に取り組み、以下の要件のいずれかを満たすもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 リサイクル事業者・肥料生産事業者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業者登録のある事業者</li> <li>・肥料の品質の確保等に関する法律に基づく肥料登録・届出のある事業者</li> <li>・県の「彩の国工場」に指定されている事業者</li> </ul> </li> <li>2 農業協同組合、農業法人、5戸以上の農業者団体（代表者の定めがあり、定款、組織及び経理等の組織運営に関する規程が定められていること） ※畜産業者を含む</li> <li>3 認定新規就農者、認定農業者 ※畜産業者を含む</li> <li>4 その他知事が特に認めるもの</li> </ol>
補助対象経費	<p>良質な地域内資源由来肥料の生産・加工に資する機械・施設（設置・格納場所が県内であること）</p> <p>（例）・堆肥ペレット製造機等、堆肥等を農業者が利用しやすい形状に加工する機械類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品残さ等の堆肥化プラント</li> <li>・堆肥盤</li> <li>・堆肥攪拌機等の堆肥の品質向上に資する機械類</li> <li>・その他の堆肥等生産施設</li> <li>・生産する堆肥等の成分分析のための機械類（他の施設・機械類と併せて導入する場合に限る）</li> <li>・堆肥等の購入者からの委託により、堆肥等生産者が委託者のほ場へ散布する（ただし飼料生産における化学肥料からの転換に資する自家利用は可）ための堆肥散布機 など</li> </ul> <p>（※）上記機械等の導入・機能向上を伴う改修に係る工事費・附帯施設等も対象とする</p> <p><b>【補助対象とならないもの】</b></p> <p>地域内資源由来肥料の生産・加工に直接寄与しない費用及び汎用性の高い機器に係る費用等</p> <p>（例）・消費税</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存施設の撤去費、処分費</li> <li>・建物・用地に係る取得費・整備費・改修費等</li> <li>・許認可の手続きに係る経費</li> <li>・汎用性の高い機器（ホイールローダー（堆肥の生産拡大・品質向上の目的のため、畜産業者が堆肥切返の用途に限って使用する場合を除く）、トラック、パソコン等）</li> <li>・消耗品、備品、メンテナンス用工具、試験用の機器等</li> <li>・振込手数料</li> </ul>
補助率及び補助額の上限・下限	<p>1／2以内（千円未満切捨て）</p> <p><b>【新規購入】</b>（事業実施主体当たり）上限：2,000万円、下限：100万円</p> <p><b>【機能向上を伴う改修】</b>（ 〃 ） 上限：250万円、下限：50万円</p>
要件	<p><b>【本事業で生産する堆肥等の原料について】</b></p> <p>県内で生じた地域内資源が半分以上であること</p> <p><b>【本事業で生産された堆肥等の供給について】</b></p>

	本事業で導入（機能向上を伴う改修を含む）した機械・施設で生産された堆肥等の半分以上が本県内へ供給されること
成果目標	県内で生じた地域内資源由来の堆肥等の供給量の増加又は品質の向上（補助対象が「堆肥等生産者が委託者のほ場へ散布するための堆肥散布機」の場合は、地域内資源由来の堆肥等の供給面積の増加）

※ 補助対象経費に、事業実施主体の自社製品、自社施工に係る調達分、又は関連事業者からの調達分（施工を含む。）がある場合、利益等の排除を行った額を補助対象とする（利益等排除の考え方は別紙のとおりとする。）。

別紙

## 補助事業における利益等排除の考え方について

補助事業において、補助対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関連会社からの調達分がある場合、補助対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益等相当分が含まれることは、補助事業の目的上ふさわしくないため、以下のとおり利益等相当分の排除を行うものとする。

### 1 事業実施主体の自社内から調達を行う場合

調達金額の多寡にかかわらず、次のとおり利益排除が行われていること。

- (1) 経費の計上には、製造原価又は仕入原価を用いる。事業実施主体において、原価の証拠書類等が明らかにできない場合は、製造部門の責任者名によって、製造原価証明書を作成する。
- (2) カタログ商品等一般に供給している商品で、製造原価又は仕入原価を指示しない正当な理由がある場合は、下記2の100%子会社等から調達を行う場合と同様とする。

### 2 100%子会社等から調達を行う場合

事業実施主体が、100%子会社、孫会社等又は親会社から調達を行う場合の金額は利益を排除した額で計上されていること。なお、利益排除を行う方法については3の留意事項(1)を原則とし、3(1)が採用できない場合は3(2)、3(2)が採用できない場合は3(3)を適用する。

### 3 留意事項

#### (1) 期間中の変更について

期間中に出资日期が変動して、新たに100%子会社等となった場合又は100%子会社等ではなくなった場合、出资日期変更日以降から、計上方法を変更する。

#### (2) 一般競争入札による調達の場合

100%子会社等を含まない2者以上の応札の結果、100%子会社等が落札した場合は、利益排除は不要である。

#### (3) 一般競争入札以外の方法による調達の場合

##### ア 相見積もりをとらない場合

利益相当分を排除した額を計上するとともに、相見積もりをとらない理由を明確にし、価格の妥当性について説明が必要である。

##### イ 相見積もりをとったが、その結果よりも子会社等からの調達価格が下回る場合

100%子会社等を含まない2者以上の相見積もりを他にとった場合、100%子会社等の調達価格が他の価格を下回った場合は、利益排除は不要である。

別表2（第5条関係）

種類	番号	項目	ポイントの配分	備考
1 事業目標に関するポイント	①	(該当の場合は、いずれかひとつを選択) 地域内資源由来の堆肥等の供給量の増加 ※補助対象が「堆肥等生産者が使用する堆肥散布機」の場合は、地域内資源由来の堆肥等の供給面積の増加	20%以上増 …… 6 10%以上 20%未満 …… 4 1%以上 10%未満 …… 2	現状値0で目標値を設定する場合は、一律「20%以上増」を選択すること
	②	(該当の場合は、いずれかひとつを選択) 地域内資源由来の堆肥等の品質向上	堆肥等のペレット化 …… 6 その他の堆肥等の品質向上 …… 2	両方の内容に取り組む場合は、合計で最大6ポイントとする
2 事業内容に関するポイント	③	(ひとつ以上を選択。複数選択可) 事業内容が新規購入か、機能向上を伴う改修か	新規購入 …… 6 機能向上を伴う改修 …… 1	両方の内容に取り組む場合は、合計で最大6ポイントとする
	④	(ひとつ以上を選択。複数選択可) 事業により導入又は改修する施設・機械等の種類	堆肥ペレット化用の堆肥等成型機 …… 5 堆肥等生産プラント(コンポスタ、堆肥盤等) …… 5 堆肥等の生産に直接資する機械類(堆肥攪拌機等) …… 4 堆肥等の散布用機械(ブロードキャスト等) …… 3 その他の機械・施設(附帯機器等は除く) …… 2	複数の内容に取り組む場合は、合計で最大5ポイントとする
	⑤	(いずれかひとつを選択) 県内の地域内資源(原料)利用率	80%以上 …… 5 50%以上 80%未満 …… 2	
	⑥	(いずれかひとつを選択) 生産した堆肥等の県内供給先への供給率	80%以上 …… 5 50%以上 80%未満 …… 2	

別表 3 (第 17 条関係)

堆肥等の成分等の目安

【食品残さ堆肥】

水分	70%以下
EC	5ms/cm以下(現物)
C/N比	30以下(乾物)
全窒素	1%以上(乾物)
リン酸	1%以上(乾物)
カリ	1%以上(乾物)
幼植物試験 (コマツナ)	異常を認めない

【家畜ふん尿堆肥】

水分	70%以下
EC	5ms/cm以下(現物)
C/N比	30以下(乾物)
全窒素	1%以上(乾物)
リン酸	1%以上(乾物)
カリ	1%以上(乾物)
亜鉛(豚ふん 及び鶏ふんを 原料とする場 合)	1,800mg/kg以下(乾物)
銅(豚ふんを原 料とする場合)	600mg/kg以下(乾物)
幼植物試験 (コマツナ)	異常を認めない

【汚泥肥料】(重金属の各成分については、農林水産省告示「肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件」より引用)

水分	70%以下
EC	5ms/cm以下(現物)
C/N比	30以下(乾物)
全窒素	1%以上(乾物)
リン酸	1%以上(乾物)
カリ	1%以上(乾物)
ヒ素	50mg/kg以下(乾物)
カドミウム	5mg/kg以下(乾物)
水銀	2mg/kg以下(乾物)
ニッケル	300mg/kg以下(乾物)
クロム	500mg/kg以下(乾物)
鉛	100mg/kg以下(乾物)

幼植物試験 (コマツナ)	異常を認めない
-----------------	---------

※ 注1：各表の数値はあくまで各項目における目安であり、達成していない事項があっても直ちに要綱第17条第2項に規定された品質改善等の指導の対象となるものではない。指導の対象については、各項目の全体的な達成状況等により総合的に判断して決定するものとする。

※ 注2：複数の主原料を混合した肥料（例：食品残さ堆肥+家畜ふん尿堆肥 など）については、含まれる原料ごとの各項目を当てはめる。

様式第1号（第5条関係）

地域内資源由来肥料利用拡大事業計画承認申請書

番 号  
年 月 日

埼玉県知事 あて

所在地  
事業実施主体名  
代表者氏名

地域内資源由来肥料利用拡大事業を実施のため、事業実施計画書を作成しましたので、計画を承認されるよう、地域内資源由来肥料利用拡大事業費補助金交付等要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業の計画内容  
様式第1号別紙1のとおり

2 経費の配分

総事業費	経費内訳			備考
	県補助金	自己資金	その他	
円	円	円	円	

3 収支予算

(1) 収入の部

区分	本年度予算額 円	前年度予算額 円	比較増減額		備考
			増	減	
県補助金					
自己資金					
その他 (借入等)					

(2) 支出の部

本年度予算額 円	前年度予算額 円	比較増減額		備考
		増	減	

4 事業着手予定年月日 令和 年 月 日

5 事業完了予定年月日 令和 年 月 日

6 添付資料

- (1) 事業実施計画書（様式第1号別紙1）
- (2) ポイントに係る様式（様式第1号別紙2）
- (3) 暴力団排除に関する誓約（別紙）
- (4) その他必要となる資料

様式第2号（第5条・10条関係）

地域内資源由来肥料利用拡大事業計画（変更・中止・廃止）承認（不承認）書

番 号  
年 月 日

（事業実施主体）代表者氏名 様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け 第 号で計画（変更・中止・廃止）承認申請のあった地域内資源由来肥料利用拡大事業計画については、地域内資源由来肥料利用拡大事業費補助金交付等要綱第5条（10条）の規程により、承認します（不承認とします）。

なお、交付申請書の提出期限は令和5年〇〇月〇〇日までとします。

記

内示（交付変更）額： 円

様式第3号（第6条・11条関係）

地域内資源由来肥料利用拡大事業費補助金（変更）交付申請書

番 号  
年 月 日

埼玉県知事 あて

所在地  
事業実施主体名  
代表者氏名

（変更）計画承認のあった地域内資源由来肥料利用拡大事業を実施したいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金（変更）交付申請額 金 円

2 経費の配分

総事業費	経費内訳			備考
	県補助金	自己資金	その他	
円	円	円	円	

（注）総事業費には消費税抜の価格を記載すること。

3 収支予算

（1）収入の部

区分	本年度予算額 円	前年度予算額 円	比較増減額		備考
			増	減	
県補助金					
自己資金					
その他 (借入等)					

(2) 支出の部

本年度予算額 円	前年度予算額 円	比較増減額		備考
		増	減	

(注) 借入がある場合は、「収入の部」の「その他（借入等）」に記入する。また、「備考」欄に利用する融資名及び借入額を記入する。

4 事業完了予定年月日

5 添付資料

- (1) 定款・規約等の写し
- (2) 法人・組合・団体の構成員名簿、認定農業者、認定新規就農者の証
- (3) 登録再生事業者、彩の国工場、埼玉県肥料登録・届出の証
- (4) 見積書

- (注) (1) 法人、組合、団体等の場合は添付すること  
(2) 該当するものを添付すること  
(3) リサイクル事業者、肥料製造事業者の場合は添付すること  
(4) 消費税抜の価格を記載すること

様式第4号（第8条・11条関係）

地域内資源由来肥料利用拡大事業費補助金（変更）交付決定通知書

番 号  
年 月 日

（事業実施主体）代表者氏名 様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった地域内資源肥料利用拡大事業費補助金については、補助金等の交付手続き等に関する規則第4条の規定により、下記のとおり交付する。

記

- 1 （変更）交付決定額 金 円
- 2 支払方法  
原則として精算払とする。
- 3 事業実施主体の責務  
事業実施主体は、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）の他、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、同法施行令（昭和30年政令第255号）に従わなければならない。
- 4 交付の条件
  - （1）事業実施主体は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。
  - （2）事業実施主体は、要綱第10条第1項に掲げる重要な変更該当する場合は、知事の承認を受けなければならない。
  - （3）事業実施主体は、補助事業等が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業等の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
  - （4）事業実施主体は、事業実施翌年度の1月末までに、本事業により生産された堆肥等の生産及び供給実績について、結果を様式第11号により知事に報告しなければならない。
  - （5）県の付した条件に違反した場合は、補助金の全部又は一部を返還させることがある。
  - （6）事業実施主体は補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする

場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

- (7) 事業実施主体は、この補助金に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。
- なお、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは電磁的記録によることができる。
- (8) 事業実施主体は、補助事業により取得し、又は効用増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、効率的な運営を図らなければならない。
- (9) 事業実施主体は、前号の財産のうち1件当たりの取得価格が50万円以上の財産について、減価償却財産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）内においては、知事の承認を受けずに補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付し又は担保に供してはならない。
- (10) 事業実施主体が前号により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

様式第5号（第9条関係）

地域内資源由来肥料利用拡大事業交付決定前着手届

番 号  
年 月 日

埼玉県知事 あて

所在地  
事業実施主体名  
代表者氏名

令和5年 月 日付け 第 号で承認を受けた地域内資源由来肥料利用拡大事業実施計画に基づく別添事業について、下記条件を了承の上、補助金交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

1 交付決定前に着手する理由

2 着手条件

- (1) 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- (2) 補助金交付決定を受けた補助金額が交付申請額に達しない場合においても、異議がないこと。

様式第6号（第10条関係）

地域内資源由来肥料利用拡大事業計画変更（中止・廃止）承認申請書

番 号  
年 月 日

埼玉県知事 あて

所在地  
事業実施主体名  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定があった事業について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、地域内資源由来肥料利用拡大事業費補助金交付等要綱第10条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更（中止・廃止）の理由及び内容

- (注) 1 変更の場合にあつては、様式第1号別紙に準じるものとし、変更部分を赤字書きにすること。  
2 添付書類については、事業計画書に添付したものに変更があった場合についてのみ添付すること。

様式第7号（第13条関係）

地域内資源由来肥料利用拡大事業費補助金実績報告書

番 号  
年 月 日

埼玉県知事 あて

所在地  
事業実施主体名  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 第 号により交付決定の通知があった事業が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 経費の配分

総事業費	経費内訳			備考
	県補助金	自己資金	その他	
円	円	円	円	

2 収支精算

(1) 収入の部

区分	本年度精算額 円	本年度予算額 円	比較増減額		備考
			増	減	
県補助金					
自己資金					
その他 (借入等)					

(2) 支出の部

本年度精算額 円	本年度予算額 円	比較増減額		備考
		増	減	

3 事業完了年月日  
年 月 日

4 添付資料

- (1) 実績報告書別紙（様式第1号別紙1）、財産管理台帳（様式第12号）
- (2) その他必要となる資料

(注) 交付申請書又は変更承認申請書に添付したものに変更があったものについては、必要書類を添付すること。

様式第8号（第14条関係）

地域内資源由来肥料利用拡大事業費補助金交付確定通知書

番 号  
年 月 日

（事業実施主体）代表者氏名 様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知をした地域内資源由来肥料利用拡大事業費補助金については、令和 年 月 日付け 第 号をもって提出のあった実績報告書等に基づき、金 円に確定したので、補助金等の交付手続等に関する規則第14条の規定により通知する。

様式第9号（第15条関係）

地域内資源由来肥料利用拡大事業費補助金請求書

番 号  
年 月 日

埼玉県知事 あて

所在地  
事業実施主体名  
代表者氏名

地域内資源由来肥料利用拡大事業費補助金について、地域内資源由来肥料利用拡大事業費補助金交付等要綱第15条の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 請求額 円
- 2 添付資料
  - (1) 原則3者以上の相見積書、契約書、通帳写し
  - (2) その他必要となる資料

(債権者未登録の場合、以下を記載)

取引口座  
〇〇銀行〇〇支店  
口座名義人(カナ)〇〇〇〇  
普通 〇〇〇〇〇〇

債権者コード：

債権者名：

様式第10号（第16条関係）

地域内資源由来肥料利用拡大事業の事業実施状況報告書（            年度）

番            号  
年            月            日

埼玉県知事    あて

所在地  
事業実施主体名  
代表者氏名

令和    年度において地域内資源由来肥料利用拡大事業を実施したので、地域内資源由来肥料利用拡大事業費補助金交付等要綱第16条に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 添付資料
  - (1) 様式第1号別紙1
  - (2) 肥料生産・供給実績についての証拠書類（生産・出荷量報告書、納品書等）

様式第11号（第17条関係）

地域内資源由来肥料利用拡大事業で生産された堆肥等の報告（            年度）

番            号  
年            月            日

埼玉県知事    あて

所在地  
事業実施主体名  
代表者氏名

令和    年度において地域内資源由来肥料利用拡大事業を実施したので、地域内資源由来肥料利用拡大事業費補助金交付等要綱第17条に基づき、関係資料を添えて報告します。

記

- 1 堆肥等の生産開始年月日
- 2 堆肥等の供給開始（予定）年月日
- 3 添付資料
  - （1）堆肥等の品質分析を実施した分析機関が交付する結果証明書等（サンプル採取日を必ず記載すること） ※検査項目については別表3参照
  - （2）（リサイクル事業者・肥料生産事業者のみ）堆肥等の実物サンプル（500グラム～1キログラム程度）（サンプル採取日を必ず記載すること）